

平成 27 年 9 月 14 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

### 総務部の不適切な事務処理に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

総務部内に於ける不適切な事務処理

2 質問の要旨

平成 27 年 9 月 14 日の代表者会議では、鎌倉市職員労働組合副委員長が、44 回に亘り、遅刻をし、出勤時刻を改竄させている事実が発覚した。

これは総務部内の課における不適切かつ悪質な事務処理である。

また、平成 27 年 6 月定例会に於いては、市長が違法な事務手続をしていたことを認め、議会では事務に関して監査動議を可決した。本件についても、同様に総務部における事務であった。本来、他の部署にとって模範たる総務部が、不適切な事務処理をして、規律を乱している事態は重大なる問題だ。

現総務部長が前職に務めていた健康福祉部長職の所管事務に於いても不適切な事務処理があったが、この健康福祉部の事務処理について部長は把握していたか。

又、総務部長が所管する課に於いて先般発覚したもの以外で、不適切な事務処理はあるのか。課長、係長、その他担当者に確認の上、明らかにされたい。

3 答弁を求める者

総務部長

4 答弁の期限

⑦ (平成 年 月 日まで) ・ 無

(理由：最終本会議を予定される日の前日までに明らかにされたい。)